**（別紙）土木工事箇所要望にあたっての留意事項**

**１．要望の対象について**

　　　１）知立市土木課が管理する土木構造物（道路、河川、排水路等）の修繕、新設、改築に関するもの

２)道路・河川の安全対策施設（防護柵、カーブミラー等）の修繕、新設、改築に関するもの

　　交通規制に関する要望（信号、横断歩道の設置、交通安全啓発など）は

安心安全課、公園施設に関する要望は都市計画課にご相談下さい。

【土木工事要望の対象となる内容について】

**○道路側溝**

　・損傷や老朽化が著しい側溝の補修、入替

　・流れが悪く、水の滞留が目立つ側溝の排水不良改善

　・側溝蓋の設置：側溝を含めた幅員が５ｍ未満もしくは通行量が多く通行の安全を確保する必要のある路線

　・側溝がなく雨水処理が必要なところへの設置

**○道路舗装**

　・生活道路でのひび割れ、穴ぼこが生じ通行の支障となっている箇所の修繕

　・広範囲の水たまりにより通行の妨げとなっている箇所の修繕

　・道路上で草が通行の支障となっている箇所の防草対策

**○河川**

　・市が管理する河川における浚渫、雑木撤去

　・損傷している護岸の修繕

　　※逢妻川・猿渡川は愛知県の管理河川です。

**○排水路**

　・老朽化や損傷の目立つ排水路の補修

　・流れが悪く、水の滞留が目立つ排水路の排水不良改善

　・水路敷地内の防草対策

**○防護柵**

　・水路等への転落防止が必要な箇所への設置

　・歩行者の安全確保が必要な箇所への設置

　・老朽化し交換の必要がある既設防護柵の取替

**○カーブミラー**

　・見通しが確保できない交差点への設置

　※設置が必要な箇所であっても設置箇所地先住民の承諾が得られない

　　場合には設置できません

**○その他**

　・消えかけている路面標示（外側線、T字マーク、十字マーク等）の復旧

　・安全対策が必要な箇所への路面標示の設置

　・歩道部における段差の解消

　・横断歩道部など交通安全上必要な箇所への道路照明灯の設置

**※以下の場合は実施が困難となります。**

**・沿線住民の協力が得られない場合**

**・私有地の場合**

**・個人的な要望で公共性がない場合**

**２．再要望について**

　令和５年度までに要望をしているが採択されなかったもの、一部採択されており工事の継続が必要なものについて、**引き続き要望される場合にはお手数ですが再度要望して頂くようお願いいたします**。

**３．提出書類について**

　提出して頂く書類は①土木工事要望書、②土木工事要望箇所一覧表、③要望箇所図がございます。

①につきましては、要望の有無を記入の上、１部提出をお願いいたします。要望が無い場合においても『要望無し』として提出をお願いいたします。

②及び③は各２部配布させて頂きますが、１部は提出用、もう一部は町内会の控え用としてご利用下さい。要望がない場合には提出は不要です。

また、②の説明資料として要望内容が分かる資料（現場写真、略図など）を添付して頂けると要望内容を正確に把握できるため、できる限りご協力をお願いいたします。

**４．要望箇所一覧表の記入について**

　別添の記載要項及び記入例を参考に記入をお願いいたします。記載する項目の内、種別、路線名、工事名について記載方法がわからない場合は、提出時に土木課職員にて聞き取りをして、記入いたしますので空欄のままとしてお持ち頂いても結構です。

**優先順位は採択の判断材料となりますので、可能な限り記入して頂くようお願いいたします**。

**５．要望箇所図の作成について**

　２５００分の１スケールの図面を配布させて頂きますので、要望該当箇所に着色し、土木工事要望箇所一覧表に記載の図面対象番号を記入して下さい。

**６．要望内容の精査について**

　要望箇所については必要性、公共性、実施の可能性を地元にて協議検討のうえ、同路線上で同種の要望である場合は１つの要望とするなど極力箇所数を絞って要望書を提出して下さい。また、要望箇所の関係者（地先土地所有者等）へはあらかじめ要望内容を説明して頂くようお願いいたします。

**７．工事箇所の決定通知について**

　今回の要望に基づいて、令和７年度の工事箇所を決定してまいります。実施予定箇所は令和７年４月初めに文書にて通知をさせて頂きます。

**８．要望書の提出について**

　要望書の提出に際しては、要望内容についてその場で聞きとりをさせて頂きます。要望箇所数にもよりますが、３０分～１時間程度お時間を頂くことがあります。また、締切日の直前および締切日当日は提出が集中する為、すぐに対応できない場合もございますので、事前にご連絡いただくか、来庁時には時間に余裕を持ってお越しくださるようお願いいたします。

**９．お問合せについて**

　要望の内容、要望書の書き方についてのご相談は下記の連絡先までご連絡下さい。

【連絡先】

　○道路に関すること

建設部土木課道路工務係　TEL　0566-95-0127（直通）

　　　○河川、排水路に関すること

　　　　　　建設部土木課河川工務係　TEL　0566-95-0163（直通）